

議員発案第15号

安全でゆきとどいた看護職員の配置を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成17年12月13日

提出者 加茂市議会議員 大 関 勝 正

賛成者 同 森 山 一 理

同 同 安 中 利 男

同 同 安 田 憲 喜

同 同 高 橋 禧 雄

同 同 樋 口 浩 二

平成17年12月21日議決

加茂市議会議長 関 龍 雄

安全でゆきとどいた看護職員の配置を求める意見書

今看護の現場は、医療事故防止・安全確保のための体制整備、在院日数短縮による患者の重症化、高齢化などによって、かつてなく過酷な実態となっています。

こうした中で、医療事故も後を絶たず、患者のいのちと安全も脅かされています。看護職員が疲れ果てて、退職などバーンアウト（燃え尽き）が進行するという看護師不足の悪循環にも陥っています。

1988年に特3類「患者2人対看護職員1人」が新設以降、17年も最高基準に据え置かれ、財政上（診療報酬上）保障されていません。

看護現場の深刻な実態を改善し、安全でゆきとどいた看護を実現するためにも、財政的な保障を行うように、下記の事項の実現を強く要望いたします。

記

1. 安全でゆきとどいた医療・介護を保障するため、看護職員の配置基準を引き上げること。
2. 患者・利用者のいのちと安全を守るため、必要な安全対策のコストを保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成17年12月21日

加茂市議会議長 関 龍 雄

内閣総理大臣
財 務 大 臣 様
厚生労働大臣

議員発案第16号

議会制度改革の早期実現に関する意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成17年12月14日

提出者	加茂市議会議員	樋口 浩二
賛成者	同	山田 義栄
	同	安田 憲喜
	同	安中 弘
	同	茂岡 明与司
	同	高橋 禧雄
	同	星野 昭吾
	同	今井 詔一

平成17年12月21日議決

加茂市議会議長 関 龍雄

議会制度改革の早期実現に関する意見書

内閣総理大臣の諮問機関である第28次地方制度調査会は、本年12月9日「地方議会のあり方」等に関する答申を行いました。

今次、本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠です。

つきましては、今後、全国市議会議長会をはじめとした三議長会の要望が、十分に制度改正に反映されるよう求めます。

記

1. 議会の招集権を議長に付与すること。
2. 地方自治法第96条第2項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること。
3. 専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること。
4. 議会の内部機関の設置を自由化すること。
5. 調査権・監視権を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成17年12月21日

加茂市議会議長 関 龍 雄

内閣総理大臣
総務大臣 様